

国立・国定公園についての問題意識と論点

【検討会設置にあたっての主な問題意識】

我が国の自然保護・生物多様性保全のために、国立・国定公園が果たす役割を明確にした上で、公園指定（点検等）の際に、生物多様性をどのように取り扱うかを明らかにする必要があるのではないか。

多種多様な地域が「国立公園」という同じ名前で指定されていること、特色や場所の異なる地域が一つの公園として指定されていることなどにより、国立公園とは何かがわかりづらいものとはなっていないか。

国立公園に対する政策投入量は増加している一方で、インターネットや海外旅行の普及などによる情報の量や質の増加・多様化等の急速な社会的変化により、国立公園の存在感が相対的に薄れているのではないか。多様な主体の関心を高め、公園の管理の質の向上を図るためには、公園の存在感を回復させることが必要ではないか。

国立公園が、必ずしも地域にとって歓迎される存在とはなっていない。地域と共存し、地域にメリットをもたらす視点に立った管理運営への転換が必要ではないか。

規制的な管理に多大な労力を要した時代から、自然再生や里地里山の保全など、より能動的な管理運営が必要な時代に。それに合わせた管理体制の構築が必要ではないか。

国立公園が提供するサービスを明らかにしつつ、多くの関係者の参画・協力による国立公園の管理運営について基本的考え方の確立が必要ではないか。

以上の問題意識を踏まえ、検討会（各分科会）で議論していただきたい論点は以下の通り。

1. 指定分科会の論点

（1）自然保護・生物多様性保全における国立・国定公園の役割

自然公園法の目的は、「すぐれた自然の風景地」の「保護」及び「利用の増進」であるが、我が国の自然保護・生物多様性保全に果たしてきた役割は大きいと考えられる。今後果たすべき役割はどのようなものか。自然環境保全法、種の保存法等、他の保護地域制度との役割分担はどのように考えるべきか。

（2）「すぐれた自然の風景地」の概念

法目的にある「すぐれた自然の風景地」の概念は、もともと幅広い自然環境を包含しうるものであるが、時代に応じて高く評価される自然の風景は多

様化してきている。今日評価される「すぐれた自然の風景地」とはどのようなものか。

例えば、希少種保護やエコツーリズムに関心が高まる中、様々な希少な生き物が生息している地域などもすぐれた自然の風景地としての価値が高くなっているのではないか。

(3) 国民の利用の視点に立った国立・国定公園の指定のあり方

保護と並ぶ法目的である「利用の増進」についても、15年来積極的な利用施設の整備に努めてきたが、公園利用者たる国民の国立公園に対する関心が高まったとは言えず、むしろ、来訪目的として「国立公園」、「国定公園」が取り上げられる機会は少なくなっているのではないか。

国民に、親しまれ、訪れてみたいと思われる国立公園であるためには、公園の指定にあたってどのようなことに留意することが必要なのか。

(4) 保護・利用対象と公園区域の設定方法、国立・国定公園の関係

公園指定の対象を十分に保護又は利用するために必要な区域はどのように設定すべきか。これまでは、一律の要件を設けて指定を行ってきたが、指定対象の特性とその保護又は利用のあり方に応じて、要件を見直していくことが必要ではないか。具体的にはどのような要件が考えられるか。

また、従来風景の質や面積等によって国立公園と国定公園が分類されてきたが、その分類方法は見直す必要があるか。

アウトプット：国立・国定公園を選定する際の基本的な考え方

2. 管理運営分科会の論点

(1) 地域制自然公園の管理運営の基本的考え方

地域制自然公園の管理運営とは何か、国、地方公共団体、民間、NGO、土地所有者等が責任を持つ範囲はそれぞれどこまでなのか。

それを考える上で、国立公園が提供するサービスとは何かに注目する。公園利用者に対するサービス、地域社会に対するサービス、国民(将来世代を含む)に対するサービス等の観点から何を提供していくべきか。また、それらのサービスの水準はどのように設定すればよいのか。さらに、当該サービスの提供に伴うコストは誰が負担すべきなのか。

(2) 多様な主体の参画を得た公園管理のあり方

従来の規制的手法から能動的な管理運営が求められる一方、国、地方とも財政状況は厳しく、今まで以上に多様な主体の参画による公園管理を充実させていくことが必要。環境保全を目的とする NGO の増加や企業の環境保全活動(CSR 等)が全国的に盛んになる中で、国立公園の管理運営に対して、地域社会や公園利用者に加え、地域内外の多様な主体の参画を得ていくためには、どのような仕組みが必要なのか。

また、多様な主体による取り組みがやりっ放しにならないよう、その効果を検証できる仕組みが必要であるが、科学的視点に立った評価を行う際にはどのようなことに留意する必要があるか。(数値目標の設定方法、学識経験者との連携など。)

(3) 地域社会の健全な維持・発展に配慮した公園の管理運営のあり方

国立公園に指定された地域の管理運営(二次的自然環境の維持、自然再生・美化清掃活動等への参画、景観形成、イベント開催等)に対して、地域社会の果たす役割は大きい。しかし、過疎高齢化の進行や観光客の減少等による事業者の経営悪化が進行し、地域社会が縮小する中、地域の管理運営を地域社会が担っていくことが困難な場面も生じてきている。

健全な地域社会の維持・発展は、地域制自然公園の管理運営にとって重要であり、公園の管理運営においてどのような配慮が必要か。

(4) 周辺地域との連携・協働のあり方

公園で生じている課題の中には、公園内だけで解決できないものも多い。例えば、自然再生事業では流域管理の視点が必要であり、シカによる生態系被害の場合は個体群レベルでの広域的な管理が必要である。島嶼部への外来種の導入についても、公園区域外での対処も重要である。

また、国立公園は、新・生物多様性国家戦略において、生態的ネットワークのコアとしての役割が期待されているが、重複又は近接する保護地域の管理者間での連携が必要である。

そのため、公園外を含めた周辺地域との連携・協働による施策の実施が必要となるが、具体的にどのような方策が考えられるか。

アウトプット：国立公園の管理運営のあり方（今後の管理運営体制の整備、制度構築の際の指針とする）